

## 第2回宇宙活動法改正ワーキンググループ 議事要旨

1 日 時 令和7年10月30日（木） 13:00～14:30

2 場 所 内閣府宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3 出席者

(1) 委員

小塚座長、青木委員、石井委員、岡本委員（オンライン出席）、笹岡委員、翼委員（オンライン出席）、友岡委員（オンライン出席）

(2) 事務局（内閣府宇宙開発戦略推進事務局）

風木局長、渡邊審議官、吉村参事官、井出参事官、相川企画官、北小路参事官補佐、大段参事官補佐

(3) 関係省庁等

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 山野課長（オンライン出席）

外務省総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室 若林首席事務官

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課 近藤企画官

経済産業省製造産業局宇宙産業課 高濱課長

国土交通省航空局ネットワーク部航空戦略室 小御門総括課長補佐

防衛省防衛政策局戦略企画参事官付 下條戦略第1班長・防衛部員（オンライン出席）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構安全・信頼性推進部 吉原ユニット長

4 議事要旨

(1) 宇宙活動法の見直しの基本的方向性（中間とりまとめ）における各個別論点について

- 内閣府宇宙開発戦略推進事務局より、資料1に基づき、宇宙活動法の見直しの基本的方向性（中間とりまとめ）における各個別論点について説明を行った。
- 委員からは、以下のような意見があった。
  - 分類が進み何をすべきか明確になったことは非常に良い。優先順位をはっきりさせ、対応できるところから法改正していく方針が示されたのは非常に意義がある。
  - 法改正は日本の国際競争力を確保するためという側面も大きい。米国、EU等とも足並みをそろえる必要性も出てくると思う。今後も流れを止めないことが必要。
  - ロックーン方式による人工衛星等の打上げについて、違う観点のどちらを探っても結論が出そうに見えたとしても、日本国籍を有しない航空機や、航空機に該当しない有翼型サブオービタル機を用いた人工衛星等の打上げとの関係で整理が場当たり的だと法制度の運用解釈として信頼性を損なう。どの観点を探ると一番無理なく説明できるか、一貫したロジックが必要。後世の検証に堪えるよう整理していくべき。
  - ガイドラインに落とし込み、運用の世界でうまく機能させることは非常に大事だが、

頼り過ぎるのは課題がある。一時的にうまくいったとしても恒常的なものではないということはしっかり意識していただきたい。

- 気球を「ロケット」と呼ぶのは日常用語としては難しく、空中発射前の地上段階から打上げの開始を捉えて、「打上げ」の射程を広げていくやり方はあり得るのでは。
- 日本法の中で「打上げ」の概念を広げると、直接的には影響しないものの、宇宙損害責任条約上の打上げ国責任の範囲も広がってしまう可能性があるため留意すべき。
- 「人工衛星等の打上げ」から「ロケットの打上げ」に変えると、サブオービタル飛行における航空法と宇宙活動法の接合の問題が解決することになるため、サブオービタル飛行自体に関わることではないにもかかわらず、実は非常に大きな一步。
- サブオービタルについて、ギリギリのラインで詰めたものと受け止め尊重する。一方、過失責任の観点では、科学技術として未成熟であるため無過失と評価されるのでは。実際に事業を受け入れる地域は制度的手当てのないままとなってしまうので、先の話になるが損害賠償担保措置を付加できるか等はしっかりと考えた方がよい。
- ロックーンとサブオービタルからの打上げの性質は同じでは。ロックーンを法制上認めるのであればサブオービタルも早い段階で適切な法制度とすべきではないか。
- 規定がないことによって有人ロケットの打上げという宇宙活動が可能ということが解釈で明確化されていったことは今後に向けての大きなプラス。
- 有人宇宙飛行はビジネス的要素として究極のものだと思う。方向性は理解したが、もう少し実験的な要素の中で実施されることを前面に押し出すべきではないか。
- 「有人の人工衛星」について、関係者は何を言わんとしている趣旨か分かるが、表現ぶりなどで誤解を生じないよう報告書を作る上では詰めていく必要がある。
- 現行法の「人工衛星」に当たらないような物体も規制をかけるべきという点は賛同。ただ、軌道投入後、使用せずそこに置いてあるだけのものを「人工衛星」という言葉に入れること自体に違和感がある。「人工衛星」にはこのような使用しない物体も入ることがしっかり分かるような形での制度の組み立てが必要。
- 事故報告を直ちに法令上の義務とすることは難しいと思うので、ガイドラインや手引書で様式を定めるという方向性に賛同。ただ、長期的には情報が蓄積され現実的に報告を求め得る範囲が見えてくれば、法令上の義務付けを行うことも検討が必要。
- 事故の報告様式を作成する際は、後日の原因把握・分析に即役立てられるよう、m-SHELモデル等の幅広い視点で情報収集できるような様式にすると良いのではないか。
- 宇宙開発利用は非常に幅広い分野の企業が関わってくるため、実際に事故等の報告を行う立場の者が関係当事者から適切に情報収集できるよう、確実に集めてほしい情報の手懸かりが明確になるような報告様式、報告要領になれば良いのではないか。
- 宇宙物体登録について、事実が積み重なることでどういう場合に登録をしなければならないかが明確化していく。宇宙物体登録マニュアルがあるのは日本だけなので、これを定期的にアップデート・明確化することは大きな貢献になると思う。優れた国家実行を残していくため、マニュアルや過去事例を英語で示していくことが重要。

以上